

令和5年第4回五霞町議会定例会会議録

令和5年12月5日（火曜日）午前10時開会

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第71号 五霞町都市公園条例の全部を改正する条例
- 第 5 議案第72号 五霞町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第73号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第74号 五霞町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第75号 町道の廃止について
- 第 9 議案第76号 町道の認定について
- 第10 議案第77号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第5号）
議案第78号 令和5年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第79号 令和5年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 休会の件

出席議員（10名）

1番	猿 橋 正 男 君	2番	小野寺 宗一郎 君
3番	黛 丈 夫 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	知 久 清 志 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	総 務 課 長	鳩 貝 浩 之 君
まちづくり 戦 略 課 長	古 郡 健 司 君	会 計 管 理 者 兼 町 民 税 務 課 長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生 活 安 全 課 長	曾 根 正 明 君
都市建設課長	大 橋 勝 君	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	園 田 和 則 君	事 務 局 長	猪 瀬 英 子 君
		教 育 次 長	

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり 戦 略 課 副 主 幹	曾 我 俊 之 君
----------------------	-----------

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 村 聖 市	書 記	田 中 孝 平
		書 記	伊 藤 弘 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第4回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会には、条例の一部改正、町道の廃止及び認定、補正予算等が提出されております。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、本定例会開催に当たり、去る11月21日午後1時30分から議会運営委員会が開催され、別紙令和5年第4回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名で会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（知久清志君）改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和5年第4回定例会を開催しましたところ、議員の皆様方におかれましては大変御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り誠にありがとうございます。

本定例会に執行部といたしましては、条例の全部改正が1件、条例の一部改正が3件、町道の廃止が1件、町道の認定が1件、令和5年度一般会計・特別会計の補正予算が3件の合計9件を御提案させていただいております。

詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第 20 条による本日の議事日程は、お手元に配付いたしました令和 5 年第 4 回五霞町議会定例会日程（第 1 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（樋下周一郎君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、2 番 小野寺宗一郎君、7 番 伊藤正子君の 2 名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（樋下周一郎君）日程第 2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日 5 日から 12 日までの 8 日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 12 月 5 日から 12 月 12 日までの 8 日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君）日程第 3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく例月出納検査の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき監査委員より報告がありましたので、その写しを配付しております。御確認ください。

また、令和 5 年第 3 回定例会において可決いたしました教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書は、令和 5 年 9 月 14 日付けで衆・参両院議長、内閣総理大臣などへ提出いたしました。

続きまして、地方自治法第 121 条の規定による本日の議案説明員等はお手元に配付いた

しました資料のとおりです。御確認ください。

傍聴の皆様をお願いを申し上げます。

本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解・御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードへの切り替えをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）これより議事に入ります。

日程第4、議案第71号 五霞町都市公園条例の全部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第71号について御提案申し上げます。

五霞町都市公園条例の全部を改正する条例につきましては、令和3年度に策定しました五霞町魅力ある公園再整備計画に基づいた公園整備を検討する中で、五霞町都市公園条例の改正が必要となることから本条例の全部を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第71号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第5、議案第72号 五霞町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第72号 五霞町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

デジタル社会の基盤であるマイナンバーやマイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第72号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第6、議案第73号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第73号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ

いて御提案申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行並びに令和6年度以降の国民健康保険税率の見直しが必要なことから、本条例の一部を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が設置されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第73号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第7、議案第74号 五霞町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第74号 五霞町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

令和6年4月に五霞東小学校・五霞西小学校が統合することに伴いまして、五霞町中央公民館の分館として設置しております東分館・西分館を廃止するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 74 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 75 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 8、議案第 75 号 町道の廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 75 号 町道の廃止について御提案申し上げます。

今回、廃止をお願いいたします町道は、幸主地内の町道 2194 号線、町道 2195 号線、町道 2198 号線の 3 路線でございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 75 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 75 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 76 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 9、議案第 76 号 町道の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 76 号 町道の認定について御提案申し上げます。

今回、認定をお願いいたします町道は、幸主地内の町道 2194 号線、町道 2195 号線、町道 2198 号線の 3 路線でございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 76 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 77 号～議案第 79 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 10。

お諮りいたします。

議案第 77 号 令和 5 年度五霞町一般会計補正予算（第 5 号）、議案第 78 号 令和 5 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 79 号 令和 5 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号から議案第 79 号を一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 77 号 令和 5 年度五霞町一般会計補正予算（第 5 号）、議案第 78 号 令和 5 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 79 号 令和 5 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、一括して御提案申し上げます。

初めに、議案第 77 号 令和 5 年度五霞町一般会計補正予算（第 5 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 3,720 万 5,000 円を追加し、総額をそれぞれ 59 億 8,995 万 2,000 円とするものでございます。

次に、議案第 78 号 令和 5 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 505 万 3,000 円を追加し、総額をそれぞれ 10 億 3,556 万 5,000 円とするものでございます。

次に、議案第 79 号 令和 5 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 83 万円を追加し、総額をそれぞれ 8 億 7,714 万 1,000 円とするものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 77 号から議案第 79 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号から議案第 79 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎休会の件

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 11、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、本会議を明日 12 月 6 日、7 日及び 12 月 9 日、10 日を休会したいと思います。

この件に関し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、明日 12 月 6 日、7 日及び 12 月 9 日、10 日の本会議を休会いたします。

次の本会議は、8 日午前 10 時から開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午前 10 時 20 分

